

## 千葉県ホームレス等支援団体物価高騰対策支援給付金 Q & A

### Q 1 どのような事業か。…支給要綱第 1 条・第 4 条関係

A エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けながらも、ホームレスや生活困窮者（以下「ホームレス等」という。）への炊き出し・配食会・食事会や緊急一時的な宿泊場所（シェルター）の提供を自主財源により行っている団体の活動を支援するため、支給要件に該当する団体に対し、給付金を支給します。

### Q 2 本給付金の支給対象となるのはどのような団体か。…支給要綱第 3 条・第 4 条関係

A 本給付金の支給対象者は、千葉県内に活動拠点を置き、ホームレス等に対して、「炊き出し・配食会・食事会」又は「緊急一時的な宿泊場所（シェルター）の提供」を概ね月 1 回以上の頻度で 1 年以上の期間にわたり実施しており、本給付金申請後も同様の活動を継続する予定の団体です。

その他、暴力団排除に関する要件等を設けていますので、詳細は支給要綱第 3 条及び第 4 条を御確認ください。

### Q 3 ここでいう「ホームレス」とはどのような者を指すのか。…支給要綱第 2 条関係

A 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号）第 2 条に規定する者を指します。

ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

### Q 4 ここでいう「生活困窮者」とはどのような者を指すのか。…支給要綱第 2 条関係

A 「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する者を指します。

生活困窮者自立支援法（平成 14 年法律第 105 号）

第 3 条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

### Q 5 ホームレス以外の生活困窮者（住居のある生活困窮者）を主な対象としている活動は対象となるか。…支給要綱第 3 条・第 4 条関係

A ホームレス以外にも、生活困窮者に対し、炊き出し・配食会・食事会又は緊急一時的な宿泊場所（シェルター）の提供を自主財源により、概ね月 1 回以上の頻度で 1 年以上の期間にわたる活動実績がある場合は対象となります。

Q6 「子ども食堂」で生活困窮者の利用もある場合は対象となるか。

…支給要綱第3条・第4条関係

A 「子ども食堂」を実施している場合は、「千葉県子ども食堂物価高騰対策支援給付金」を申請いただくことを想定しているため、本給付金の対象とはなりません。

なお、お弁当の配付や食材の提供（いわゆるフードパントリー）についても、上記給付金の支給を受けている又は支給を受ける予定の場合、対象となりません。

Q7 「炊き出し・配食会・食事会」の活動に該当するのは、調理した食品の提供のみか。

…支給要綱第3条関係

A 調理した食品の提供の他、未利用食品（インスタント食品、缶詰など）を配付する活動についても該当します。

Q8 「炊き出し・配食会・食事会」の実施に当たり、食品衛生法上の営業許可や届出をする必要があるか。…支給要綱第3条

A 活動の地域や開催規模、施設等によって、食品衛生法上の営業許可や届出が必要となる場合がありますので、炊き出し等の開催地を管轄する保健所へ御相談ください。

Q9 支給要綱第3条(1)(イ)にある「食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店等から食事の提供を受ける者」とは、どのようなことを指すのか。…支給要綱第3条

A 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店が調理した弁当や、食品表示上の温度・期限に従って管理された既製品を提供することを想定しています。

Q10 支給要件に「必要な衛生管理を徹底すること」とあるが、具体的にどのような対策をとればよいか。…支給要綱第4条

A 必要に応じて、炊き出し等の開催地を管轄する保健所へ相談する等、食品衛生法等の関係法令通知等を順守するようにしてください。

Q11 「緊急一時的な宿泊場所の提供」について、無料低額宿泊所や日常生活支援住居施設は該当となるか。…支給要綱第3条関係

A 該当となりません。

ここでいう「緊急一時的な宿泊場所の提供」は、利用者から相談料や施設利用料（家賃を含む）を徴収しないものであって、利用者の就労又は退所後の住居確保に係る相談支援を一体的に実施しているものに限定しており、また、国又は地方自治体の委託により実施している活動を除くことから、無料低額宿泊所や日常生活支援住居施設の運営は対象外となります。

Q12 現在活動していないが、支給対象となるか。…支給要綱第4条関係

A 対象となりません。

- Q13 活動を開始したが、申請時点で活動期間が1年未満の場合は支給対象とならないか。  
…支給要綱第4条関係
- A 対象となりません。  
申請時点で、前月から起算して1年間、概ね月1回以上の頻度で対象活動を実施した実績が必要となります。
- Q14 支給要件となっている活動実績（1年以上の期間、概ね月1回以上の頻度で対象活動を実施）は、どのように確認するのか。…支給要綱第4条関係
- A 支給申請時に提出いただく第1号様式『千葉県ホームレス支援団体物価高騰対策支援給付金支給申請書（請求書）』において、申請日までの1年間における活動実績を列記いただく欄を設けており、当該欄の記載内容により確認します。
- Q15 支給要件となっている「給付金の支給申請後も活動の継続を予定していること」は、どのように確認するのか。…支給要綱第4条関係
- A 支給申請時に提出いただく第2号様式『千葉県ホームレス支援団体物価高騰対策支援給付金活動計画書』において、申請日から3か月までの期間における活動予定を列記いただく欄を設けており、当該欄の記載内容により確認します。
- Q16 支給要件に「政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと」とあるが、具体的にどのようなことが禁止されるのか。…支給要綱第4条関係
- A 支給対象の活動の場で、布教活動を行うこと、ビラを配付することなどといった行為は禁止されます。
- Q17 市町村や民間団体から補助等を受けている場合、支給対象とならないか。  
…支給要綱第3条・第4条関係
- A 市町村や民間団体から補助や寄付などの財政支援を受けている場合でも、本給付金の支給要件に該当する場合は対象となります。  
ただし、対象の活動（シェルターの提供等）を行政からの委託により実施している場合、その活動は支給対象となりませんので御注意ください。
- Q18 対象の活動を複数の場所（施設）で実施しているが、この場合は支給額が増えるか。  
…支給要綱第5条関係
- A 1申請者につき10万円となりますので、複数の場所（施設）で実施していても、支給額は増えません。
- Q19 給付金の使途について県に報告する必要があるか。…支給要綱第5条関係
- A 対象活動の実施に係るものであれば、使途の要件はありません。  
また、県に報告していただく必要はありません。

**Q20** 支給申請書（第1号様式）及び活動計画書（第2号様式）に記載する活動実績及び活動予定はどれくらいの内容を記載すればよいか。（対象期間中に実施した全ての活動を記載する必要があるのか。）…支給要綱第6条関係

A 1行につき月1回の活動実績（計画）を記載してください。

**Q21** 給付金の受取口座の名義人はだれでもよいか。…支給要綱第6条関係

A 受取口座は、原則として、申請団体名義の口座を受取口座としてください。  
申請団体以外の名義の口座を受取先とする場合は、委任状が必要となります。

**Q22** 申請すれば必ず給付金が支給されるのか。…支給要綱第1条・第7条関係

A 本給付金は、認められた予算内で支給します。  
そのため、募集に対して申請件数が多い場合は支給を受けられない場合があります。  
また、支給要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合は支給できません。

**Q23** 給付金はいつ支給されるのか。…支給要綱第8条関係

A 申請内容が問題なければ、申請期限から2～3週間程度で支払われる見込みですが、申請が集中する場合には、予定よりも時間がかかることがあります。  
なお、郵送による申請の場合、インターネットによる申請よりも時間をいただきますので御了承ください。

**Q24** 申請後に活動実績を報告する必要はあるか。…支給要綱第3条・第6条・第9条関係

A 申請後に活動実績を報告する必要はありませんが、活動実績が全く見られない等、申請行為で誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には給付金を返還いただくことがあります。